

使用承認			
係員	係員	係長	課長

ID(記入不要)※管理者使用欄

--	--	--	--	--	--	--	--

北九州市立 生涯学習センター等 利用登録申請書

年 月 日

北九州市教育委員会 様

下記のとおり利用登録(変更)を申請します。

登録区分	1. 新規 2. 内容変更 3. 取り消し (該当番号に○印)																						
パスワード (予約システムを利用する場合は右欄にご記入ください。)	<table border="1"> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>																						5~15桁の任意の半角英数字をご記入ください。
(フリガナ) 団体名	(フリガナ※英数字不可) (漢字、かな、英数字)																						
(フリガナ) 団体住所 又は代表者住所	(フリガナ)□ 〒																						
団体連絡先	TEL () -																						
(フリガナ) 代表者氏名	(フリガナ)	(性別) 男 ・ 女																					
発足年月日	年 月 日																						
会員数	_____人																						
使用目的 (使用目的を詳しくご記入下さい)																							
添付書類	会則・定款・規約・内規・事業計画・事業報告・その他 (該当に○印)																						
登録施設に○印 その他利用する施設に○印を 記入してください	1 生涯学習総合センター(婦人会館)		6 八幡東生涯学習センター																				
	2 門司生涯学習センター		7 八幡西生涯学習総合センター																				
	3 小倉南生涯学習センター		8 八幡西生涯学習総合センター 折尾分館																				
	4 小倉南生涯学習センター 北方分館		9 戸畑生涯学習センター																				
	5 若松生涯学習センター																						

注意

- ① 登録情報に変更が生じた場合は、再度登録(変更登録)をお願いします。
- ② 登録において二重登録や架空の名義使用等の不正を行ったり、第三者に転貸した団体は、登録を取消す場合があります。
- ③ メンバー表に会員5名までご記入ください。又、代表者並びに他一名の方は、施設からの連絡が取れるよう、電話番号・住所等の記入をお願いします。
- ④ 利用団体の所在が不明かつ連絡不能になった場合および利用団体として不適当と認めた場合は登録を取り消します。

(メンバー表)

	No.	氏名	生年月日	住所・連絡先
会 員 名 簿	1	※代表者		〒 - TEL ()-
	2	※使用責任者		〒 - TEL ()-
	3		【本人確認】 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> その他	
	4			
	5			

Eメールアドレス	@
----------	---

※この点線より下は登録申請時には何も記入しないでください。

【登録更新】年度毎に上記登録内容に変更ない場合は「登録内容変更なし」を○で囲み氏名・連絡先をご記入ください。

年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
登録内容変更なし	登録内容変更なし	登録内容変更なし	登録内容変更なし
申請者：	申請者：	申請者：	申請者：
TEL：	TEL：	TEL：	TEL：

※提供いただいた書類および情報は、生涯学習センター利用登録以外の目的で使用することはありません。ただし、本申請書記載の内容について、暴力団排除のため警察に照会する場合があります。

※この点線より下には何も書かないでください。

【団体種別】 ※管理者使用欄(記入不要)

1	市	6	自治組織	11	登録クラブ
2	区役所	7	民間企業	12	3・4・5・6 に準ずる組織
3	社会教育関係団体	8	労働組合		
4	学校教育関係団体	9	業種組合	13	その他 ()
5	社会福祉団体	10	生活協同組合		

【特記事項】

--